

奈良県標準的な職を定める規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十八号

奈良県標準的な職を定める規則

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
一 二の項から七の項までに掲げる職務以外の職務	一 職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号。以下「規則」という。）第三条第一項第一号から第七号までに規定する職、同項第九号に規定する室長、同項第十一号に規定する所長、同条第二項に規定する県理事、同条第三項に規定する職及び同条第四項第一号に規定する職並びに別表第一に規定する東京事務所の所長、文化会館及び橿原文化会館の館長、橿原考古学研究所の所長、橿原考古学研究所附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、美術館及び図書情報館の館長、中央卸売市場の場長、土木事務所（奈良土木事務所に限る。）の所長並びに奈良春日野国際フォーラムの館長並びに奈良県労働委員会事務局処務規程（昭和三十七年三月奈良県訓令甲第三十三号。以下「労委規程」という。）第三条に規定する事務局長の属する職	部長

制上の段階	
二 規則第三条第一項第八号に規定する課長、同項第九号に規定する室長、同項第十号に規定する所長、同項第十一号に規定する部長、同条第四項第二号に規定する参事、同項第三号に規定する主幹、同項第八号に規定する会計指導官並びに第四条第二項に規定する参与、参事及び主幹並びに別表第一に規定する東京事務所の副所長、旅券事務所の所長及び次長、外国人支援センターの所長、消防学校の校長、自治研修所の所長、奈良県税事務所、中南和県税事務所及び自動車税事務所の所長及び次長、文化会館の副館長、次長及び課長、橿原文化会館の次長、橿原考古学研究所の副所長、万葉文化館の副館長、民俗博物館の次長、美術館の館長代理及び副館長、図書情報館の副館長及び司書監、中和福祉事務所の所長及び次長、吉野福祉事務所、心身障害者福祉センター、視覚障害者福祉センター、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の所長、筒井寮の寮長、登美学園の園長、中央こども家庭相談センターの所長及び次長、高田こども家庭相談センターの所長、精華学院の院長、女性センターの所長、保健所（内吉野保健所を除く。）の次長、野外活動センターの所長、橿原公苑の公苑長、消費生活センターの	課長

規定する主任調整員、主任企画員及び副主任、同項第六号に規定する主任主計員並びに第四条第二項に規定する主幹、主任調整員、主任企画員及び副主任並びに別表第一に規定する東京事務所及び旅券事務所の課長、外国人支援センターの室長、消防学校の教頭、自治研修所の課長、奈良県税事務所の課長、中南和県税事務所の課長、高田窓口センター所長及び吉野窓口センター所長、自動車税事務所の課長、文化会館の課長補佐、万葉文化館、民俗博物館、美術館及び図書情報館の課長、外国人観光客交流館の館長、中和福祉事務所及び吉野福祉事務所の課長、身体障害者更生相談所、筒井寮及び登美学園の次長、中央こども家庭相談センターの課長、高田こども家庭相談センター、精華学院及び女性センターの次長、保健所の課長、中和保健所の高田出張所長、保健研究センターの課長、精神保健福祉センターの次長、野外活動センター及び橿原公苑の次長、消費生活センターの中南和相談所長、高等技術専門校の課長、産業会館の館長、農林振興事務所の課長、中央卸売市場の課長補佐、農業研究開発センター及び畜産技術センターの課長、なら食と農の魅力創造国際大学の課長及び学科長、森林技術センター及び土木事務所の課長、ヘリポート管理事務所の次長、流域下水道センターの課長補佐、

二 専門的又は科学的な知識、創意等をもって試験研究	幹線街路整備事務所、馬見丘陵公園館、まほろば健康パーク管理事務所、奈良公園事務所及び奈良春日野国際フォーラムの課長、国際奈良学セミナーハウスの館長並びに平城京歴史館及び県営住宅管理事務所の課長並びに収委規程第三条第一項に規定する次長、主任調整員及び副主任の属する職制上の段階	四 規則第三条第一項第十二号に規定する係長、同条第四項第五号に規定する調整員、企画員及び主任主査、同項第六号に規定する主計員、第四条第二項に規定する係長、調整員、主任主査、企画員及び専門指導員並びに労委規程第三条に規定する係長及び主任主査並びに収委規程第三条第一項に規定する係長、調整員及び主任主査の属する職制上の段階	五 規則第五条第一号に規定する主査及び同条第二号から第五号までに規定する職並びに労委規程第三条に規定する主査、主任主事及び主事並びに収委規程第三条第一項に規定する主査、主任主事、主任技師、主事及び技師の属する職制上の段階
		係長	主事
	一 規則別表第一に規定する農業研究開発センターの所長	所長	

又は調査研究に従事する職員が行う職務				
三 保健所等に勤務	二 規則第三条第一項第十一号に規定する部長並びに別表第一に規定する橿原考古学研究所の部長、橿原考古学研究所附属博物館の副館長、保健研究センターの所長及び副所長、薬事研究センターの所長、農業研究開発センターの部長、畜産技術センターの所長並びに森林技術センターの所長及び副所長の属する職制上の段階	三 規則第三条第一項第十一号に規定する統括主任研究員並びに別表第一に規定する橿原考古学研究所の特別指導研究員及び課長、橿原考古学研究所附属博物館の課長、保健研究センターの統括主任研究員、薬事研究センター及び景観・環境総合センターの統括主任研究員、農業研究開発センターのセンター所長、課長、科長及び統括主任研究員、病害虫防除所の所長並びに畜産技術センター及び森林技術センターの課長の属する職制上の段階	四 規則第四条第二項に規定する総括学芸員、指導学芸員、総括研究員及び指導研究員の属する職制上の段階	五 規則第五条第一号の主任学芸員及び主任研究員並びに同条第二号から第五号までに規定する職の属する職制上の段階
一 規則第三条第一項第一号に規定する部	部長	統括主任研究員	総括研究員	主事
部長				

四 調剤等に従事する薬剤師、家畜診療等に従事する獣医師、栄養管理等に従事する栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師	一 規則別表第一に規定する食品衛生検査所及び家畜保健衛生所の所長の属する職制上の段階	課長	する医師及び歯科医師が行う職務	長の属する職制上の段階	所長
二 規則第三条第四項第五号に規定する主任調整員、第四条第二項に規定する参事及び主幹並びに別表第一に規定する保健	所長	課長補佐	二 規則第三条第四項第二号に規定する参事及び同項第三号に規定する主幹並びに別表第一に規定する保健所及び精神保健福祉センターの所長の属する職制上の段階	所長	課長補佐
三 規則第三条第一項第八号に規定する課長補佐、同項第九号に規定する室長補佐、同項第十号に規定する所長補佐、同条第四項第五号に規定する主任調整員及び副主幹並びに第四条第二項に規定する参事、主幹、主任調整員及び副主幹の属する職制上の段階	調整員	技師	四 規則第三条第四項第五号及び第四条第二項に規定する調整員の属する職制上の段階	調整員	技師
五 規則第五条第五号に規定する技師の属する職制上の段階	技師	技師	五 規則第五条第五号に規定する技師の属する職制上の段階	技師	技師

師、臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学士、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員、歯科衛生士及び歯科技工が行う職務		所（内吉野保健所に限る。）の次長、保健所（中和保健所を除く。）の課長、中和保健所の課長及び動物愛護センター所長並びに食品衛生検査所及び家畜保健衛生所の課長の属する職制上の段階		三 規則第三条第一項第十二号に規定する係長、同条第四項第五号に規定する調整員及び主任主査並びに第四条第二項に規定する係長、調整員及び主任主査の属する職制上の段階		四 規則第五条第一号に規定する主査、同条第三号に規定する主任技師及び同条第五号に規定する技師の属する職制上の段階		五 保健所等に勤務し、保健指導、看護等に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師が行う職務	
三 規則第五条第一号に規定する保健主査		三 規則第三条第一項第十二号に規定する係長、同条第四項第五号に規定する調整員及び主任主査並びに第四条第二項に規定する係長、調整員、主任主査、保健主任、看護主任及び看護指導主査の属する職制上の段階		三 規則第三条第一項第十二号に規定する係長、同条第四項第五号に規定する調整員及び主任主査並びに第四条第二項に規定する係長、調整員、主任主査、保健主任、看護主任及び看護指導主査の属する職制上の段階		四 規則第五条第一号に規定する主査、同条第三号に規定する主任技師及び同条第五号に規定する技師の属する職制上の段階		五 保健所等に勤務し、保健指導、看護等に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師が行う職務	
技師		係長		係長		技師		課長	

七 単純な労務に雇用される職員が行う職務	六 筒井寮に勤務する保育士及び児童指導員、登美学園に勤務する保育士及び児童指導員並びに精華学院に勤務する児童自立支援専門員及び児童生活支援員が行う職務				及び看護主査並びに同条第三号に規定する主任技師及び同条第五号に規定する技師
	一 規則第三条第四項第七号に規定する守衛長並びに別表第一に規定する奈良公園事務所の看守長及び副看守長の属する職制上の段階	三 規則第五条第一号に規定する主査、同条第二号から第五号までに規定する職の属する職制上の段階	二 規則第四条第二項に規定する係長、調整員及び主任主査の属する職制上の段階	一 規則別表第一に規定する筒井寮、登美学園及び精華学院の次長	
	二 規則第五条第六号及び第七号に規定する職の属する職制上の段階	主事	係長	次長	
	看守長				
					技能員

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。